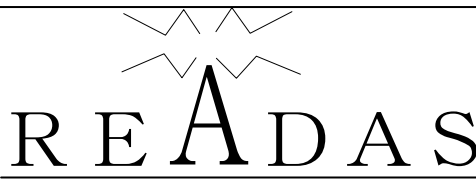


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4762 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月 2日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続時の預貯金の評価

Q：平成25年1月1日以降、相続や贈与時における預貯金の評価をする場合、復興特別所得税はどのように取り扱われますか？

A：復興特別所得税も源泉徴収の対象になっていますので、評価する場合には控除して評価します。

【解説】

相続や遺贈又は贈与により取得した預貯金の価額は、原則として、課税時期における預入高と同時期現在においてその預貯金を解約とした場合の既経過利子の額からその金額について源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額との合計額によって評価することとされています。

ところで、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税の源泉徴収義務者が源泉徴収をする際には、所得税と復興特別所得税を併せて徴収しなければならないこととされています。

したがって、平成25年1月1日以降に相続、遺贈又は贈与により取得した預貯金の価額を評価する場合には、所得税の額に復興特別所得税の額を合計した金額を「源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額」として控除することになります。

なお、この取扱いは、利付公社債、証券投資信託受益証券など、既経過利息の額等から「所得税の額に相当する金額」を控除することとしている財産の評価においても、同様になります。

